進学や就職などで引っ越しをされた方は、原則、現在住んでいる寮・アパート等が住所地になります。

税務住民課

転出・転入の手続きは簡単です！

引っ越し前の市区町村

≪転出前≫
転出届を提出し、転出証明書を受け取る

引っ越し後の市区町村

≪転入した日から14日以内≫
転出証明書を添えて、転入届を提出

※本人確認書類　（運転免許証など）が必要です

○ 転入届の際には、記載事項変更のため、マイナンバーの「通知カード」や「マイナンバーカード（個人番号カード）」ご家族全員分をお持ちください！

【マイナンバーカードの交付申請に関する留意点】



年度末にかけ、窓口の混雑が予想されますので、時間に余裕をもってお越しください。



通知カードを受け取った日以降に引っ越しを行った方は、通知カードに同封されたマイナンバーカード（個人番号カード）交付申請書で申請することはできません。
引越し後に申請を行う場合は、転入・転居手続の際に市区町村役所（役場）の窓口でお受け取りになった交付申請書、又は「手書き交付申請書」をご使用ください。

14日以内に国保の手続きを！ 健康保険が変更になる方は国民健康保険への「加入」「やめる」手続きが必要です

会社に就職、退職、などにより、「健康保険」が変更になる方は、国民健康保険の「加入」や「やめる」手続きが必要となります。自動的には切り替わりませんので、忘れずに手続きをお願いいたします。

国保をやめる手続き

会社の健康保険に入ったときまたは健康保険加入者の扶養に入ったときは、国民健康保険を「やめる」手続きが必要です。

◆必要な書類◆

・会社から発行された健康保険証（やめる方全員分）
・国民健康保険の保険証（やめる方全員分）

やめる届出が遅れると…

うっかり国保の保険証を使うと、あとで国保に医療費を返さなければならないことがあります。新しく入った健康保険と国保の両方の保険料を２重に納めてしまうことがあります。

国民健康保険に加入しましょう

会社の健康保険をやめたときまたは健康保険加入者の扶養から外れたときは、国民健康保険に加入の手続きが必要です。

◆必要な書類◆

・健康保険の資格喪失証明書
・雇用保険離職票、受給資格者証など～証明書の発行は、会社などにお問い合わせください。

加入の届出が遅れると…

国保税をさかのぼって納めることになり、一回あたりの納付額が高額となる場合があります。医療費が全額負担となることがあります。

上記の手続きは、税務住民課で受付しています。【問合せ】税務住民課 戸籍年金グループ　☎82-0111

までに町内取扱い店舗でご利用ください

軽自動車税のおしらせ

最初の登録から13年経過した車両については経年重課の対象となりますので、該当の車両を所有されている方は、ご確認ください。

毎年４月１日現在で軽自動車を使用・所有している方には軽自動車税が課税されます。平成27年度の軽自動車税改正により、税額が以下のとおりとなっております。

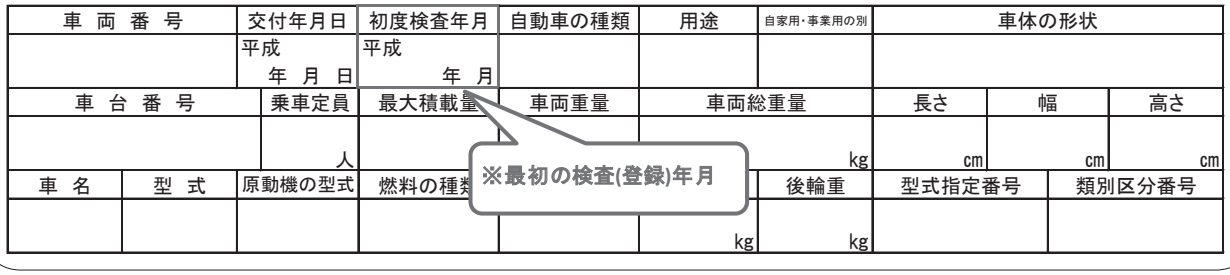
■軽四輪車の軽自動車

車種区分			①（旧税率）	②（現行税率）	③（経年重課）
軽自動車	三輪		３，１００円	３，９００円	４，６００円
	四輪乗用	自家用	７，２００円	１０，８００円	１２，９００円
		営業用	５，５００円	６，９００円	８，２００円
	四輪貨物	自家用	４，０００円	５，０００円	６，０００円
		営業用	３，０００円	３，８００円	４，５００円

①平成27年３月31日以前から所有している車や中古車を取得した場合には、旧税率が適用されます。
②平成27年４月１日以降に新規購入した場合には、現行税率が適用されます。
③最初の登録から13年を経過した車両を所有している場合には、経年重課の税率が適用されます。

■適用例（軽乗用自家用車の場合）
例１　平成18年４月１日に新車（新規登録）を購入した場合…
　　令和元年度軽自動車税までは・・・7,200円（旧税率）
　　令和２年度軽自動車税からは・・・12,900円（登録から13年経過のため、経年重課）
例２　平成27年４月１日に新車（新規登録）を購入した場合…
　　令和元年度軽自動車税は・・・10,800円（現行税率）
　　令和11年度軽自動車税からは・・・12,900円（登録から13年経過のため、経年重課）
例３　平成30年４月１日に中古車（平成18年式）を購入した場合…
　　令和元年度軽自動車税までは・・・7,200円（旧税率）
　　令和２年度軽自動車税からは・・・12,900円（登録から13年経過のため、経年重課）

■登録年月日の確認方法



■車両の廃車・名義変更について

軽自動車税は、毎年４月１日を基準日とし、使用または所有されている方へ課税されます。使用していない軽自動車やバイクをお持ちの方は、廃車の手続きをお願いします。廃車していない場合には実際に車両がなくても税金がかかります。また、納税義務者が死亡、転出・転居や譲渡した場合には、所定の手続きをお願いいたします。

2020年度土地価格等縦覧帳簿、家屋価格等縦覧帳簿による縦覧のお知らせ

《縦覧期間》
●４月１日から６月１日
　※土・日・祝日を除く
●８時30分から17時15分まで

《縦覧場所》
●役場１階　税務住民課

【問合せ】税務住民課 課税収納グループ　☎82-0111

●プレミアム付商品券は３月31日